

川内原発訴訟を支える会・規約

第1条 (名称)

当会は、「川内原発訴訟を支える会」と称する。

第2条 (目的)

当会は、「原発なくそう！九州川内訴訟」の原告団・弁護団を支援し、支えることを目的とする。

第3条 (活動及び事務所)

- 1 当会は、前条の目的を達するための諸活動を行う（すべての原発の廃止のための他団体との連帯活動を含む）。
- 2 当会の事務所は、鹿児島市山下町12番5号 藤崎ビル2階 森法律事務所内に置く。

第4条 (当会の会員及び入会)

- 1 当会会員（「一般会員」と「維持会員」の両者を含む。以下同じ）は、前条の目的を承認する個人及び団体により構成される。なお、当会会員は、「原発なくそう！九州川内訴訟」の原告であるか否かを問わない。
- 2 当会に入会しようとする者は、以下の種別に従って入会を申し込む。

- ① 一般会員
- ② 維持会員

第5条 (会費)

- 1 当会会員は、年会費として、以下の金額を当会に納入する。
 - ① 一般会員 年3,000円
 - ② 維持会員 年10,000円（但し、特に申し出た維持会員については同会員との合意による年間会費を1万円の整数倍とすることができる）
- 2 年会費は入会月日にかかわらず、各暦年（1月1日～12月31日）分として支払うものとする。

第6条 (当会の役員)

- 1 当会に次の役員を置く。
 - ① 代表 1名
 - ② 副代表 若干名
 - ③ 事務局長 1名
 - ④ 会計担当 1名
 - ⑤ 会計監査 2名
- 2 代表は当会を代表し、副代表は代表を補佐する。
- 3 事務局長は、総会及び役員会のもとに事務を統括する。会計担当は、事務局長を会計面で補佐する。
- 4 代表、副代表、事務局長、会計担当により役員会を構成する。

第7条 (総会)

- 1 当会は定期総会を適宜開催し、次の事項を決定する。
 - ① 当会の基本方針
 - ② 予算、決算の承認
 - ③ 役員の変更がある場合は改選事項
 - ④ その他役員会で総会での議題とすると決定した事項
- 2 当会は、必要な場合、役員会の議により、臨時総会を開催することができる。

第8条 (役員会)

役員会は、総会の議に従い、総会議決以外の日常の当会の活動及び総会の開催を決定する。

第9条 (日常活動)

総会及び役員会の議決を経るいとまがないときは、事務局長が日常活動を進めるものとする。

付 則 当会は2014（平成26）年 月 日に設立された。